≪資料 4≫

小川町地域公共交通活性化協議会事務局規程（案）

（趣旨）

第１条　この規程は、小川町地域公共交通活性化協議会設置規約第１０条第３項の規定に基づき、小川町地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第２条　事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

⑴　協議会の会議に関すること。

⑵　協議会の資料作成に関すること。

⑶　協議会の庶務に関すること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項。

（職員等）

第３条　事務局に事務局長、その他必要な事務局員を置く。

２　事務局長は、小川町都市政策課長をもって充てる。

３　事務局員は、小川町都市政策課の職員をもって充てる。

（専決事項）

第４条　事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

⑴　事務局の運営に関すること。

⑵　物品の購入その他協議会運営に必要な契約の締結に関すること。

⑶　物品及び現金の出納に関すること。

⑷　前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

（文書の取扱い）

第５条　事務局における文書の収受、配布、処理、保存その他文書に関し必要な事項は、小川町において定められている文書の取扱いの例による。

２　文書には、記号及び番号を付さなければならない。ただし、軽易な文書については、これを省略することができる。

３　記号は、「小地公」とする。

（公印の取扱い）

第６条　協議会の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

２　協議会の公印の保管、取扱い等については、小川町において定められている公印の取扱いの例による。

（補則）

第７条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

この規程は、平成２７年９月１４日から施行する。

別表（第６条関係）

名称	形状	書体	寸法 （ミリメートル）	用途	個数	管理者
小川町地域公共交通活性化協議会会長之印	小川町公共交通活性化協議会 会長之印	てん書体	方２１	会長名をもって発する文書	１	事務局長